

鎌倉市規則第 14 号

鎌倉市風致地区条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鎌倉市風致地区条例（平成25年12月条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(許可の申請)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、風致地区内行為（行為変更）許可申請書（第 1 号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。許可を受けた行為の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 計画書（第 2 号様式から第 9 号様式までのうち該当するもの）
- (2) 別表第 1 に掲げる行為の区分による図面（別表第 2 に掲げる事項を明示したものをいう。）
- (3) その他市長が必要と認める図書

2 前項の申請書を提出した者が、当該申請書を取り下げようとするときは、速やかに風致地区内行為許可申請取下届（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(許可を要しない公社等)

第 4 条 条例第 4 条第 3 項に規定する規則で定める公社等は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (2) 独立行政法人水資源機構
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (4) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (5) 独立行政法人環境再生保全機構
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (7) 独立行政法人都市再生機構
- (8) 神奈川県住宅供給公社
- (9) 神奈川県道路公社
- (10) 鎌倉市土地開発公社

(行為の協議)

第 5 条 条例第 4 条第 3 項後段の規定により協議をしようとする者は、風致地区内行為（行為変更）協議書（第11号様式）を市長に提出しなければならない

い。協議した行為の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(行為の届出)

第6条 条例第4条第5項の規定により届出をしようとする者は、風致地区内行為届出書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

(行為の通知)

第7条 条例第5条の規定により通知をしようとする者は、風致地区内行為(行為変更)通知書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。通知した行為の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(添付図書)

第8条 前3条の申請等には、第3条第1項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(仮設の建築物の許可基準)

第9条 条例第10条第1項第1号から第4号までに規定する仮設の建築物の新築、増築、改築又は移転に係る許可基準のうち、当該建築物の位置、規模、形態又は意匠が当該行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないとは、次に定めるとおりとする。

- (1) 高さについては、条例第10条第1項第1号ウ(ア)、同項第2号ウ(ア)及び同項第3号イ(ア)の基準を満たすものであること。
- (2) 位置、形態及び意匠については、第15条各号(第2号を除く。)の基準を満たすものであること。
- (3) 設置期間は、原則1年以内であること。
- (4) 海の家については、平屋建てとし、高さは屋外広告物を含め6メートル以下であること。

(地下に設ける建築物の許可基準)

第10条 条例第10条第1項第1号イ及び同項第2号イに規定する地下に設ける建築物に地上に露出する部分がある場合の当該露出部分の位置、規模、形態及び意匠については、次によるものとする。

- (1) 位置については、条例第10条第1項第1号ウ(ウ)、第2号ウ(ウ)の基準を満たしたものであること。ただし、擁壁部分に地下車庫のみを設置する場合で、擁壁勾配の内側に車庫の躯体がすべて納まり、車庫の開口部(道路に面する開口部をいう。以下同じ。)のみ地上に露出している場合は、この限りでない。
- (2) 規模、形態及び意匠については、第15条各号(第1号を除く。)の基準を満たすものであること。

(その他の建築物の高さに関する許可基準)

第11条 条例第10条第1項第1号ウ(ア)ただし書(同項第2号ウ(ア)において準用する場合を含む。)に規定する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 公用、公共用又はこれらに準じるものの用に供する建築物の新築等
- (2) 歴史的風土を構成する社寺等の新築等
- (3) 前2号に定めるもののほか、別に定める基準に基づき市長が特に認めたもの

(その他の建築物の建ぺい率に関する許可基準)

第12条 条例第10条第1項第1号ウ(イ)本文及び同項第2号ウ(イ)本文の規定を適用する場合においては、建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条第3項第2号の規定は適用しない。

2 条例第10条第1項第1号ウ(イ)ただし書(同項第2号ウ(イ)において準用する場合を含む。)に規定する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 都市計画による用途地域において、建ぺい率が10分の6に規制されている区域で、建築物の高さが8メートル以下であり、かつ、建ぺい率が10分の5以下であること。
- (2) 前号に定めるもののほか、別に定める基準に基づき市長が特に認めたもの

(その他の建築物の壁面後退距離に関する許可基準)

第13条 条例第2条第3号に規定する敷地の境界線(以下「敷地境界線」という。)については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づき特定行政庁が認めた建築物であり、当該建築物が建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)第10条の3第3項に該当する場合は、その敷地と建築基準法第43条第2項第1号に規定する道に接する境界線を道路境界線とみなす。
- (2) 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づき特定行政庁が許可した建築物であり、当該建築物が省令第10条の3第4項第1号に該当する場合は、その敷地と同号に規定する空地と接する境界線を隣地境界線とみなす。
- (3) 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づき特定行政庁が許可した建築物であり、当該建築物が省令第10条の3第4項第2号又は第3号に該当する場合は、その敷地と省令第10条の3第4項第2号に規定する道又は同

項第3号に規定する通路と接する境界線を道路境界線とみなす。

2 条例第10条第1項第1号ウ（ウ）ただし書（同項第2号ウ（ウ）及び第4号イ（ア）において準用する場合を含む。）に規定する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) バルコニー等（条例第2条第3号に規定するバルコニー等をいう。以下同じ。）が附属する建築物の壁面後退距離が条例別表第1に定める基準を満たしていない場合においては、次のいずれにも該当すること。

ア 当該基準を満たしていない部分（以下「当該部分」という。）の面積が床面積に算入されないこと。

イ 当該部分の周長の合計が3メートル以下であること。

ウ 当該部分の出幅が、壁面後退距離の3分の1以下であること。

エ 当該部分の見付面積が、当該部分を含む立面の見付面積の8分の1以下であること。

オ 当該部分が、公共用空地（道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地をいう。以下同じ。）から見えにくい場所にあるか、又は植栽等により目立たなくなる措置がなされることが確実であること。

(2) 地下部分に車庫を有する建築物で、車庫の開口部のみが条例別表第1に定める壁面後退距離の基準を満たしていない場合は、次のいずれにも該当すること。

ア その車庫の部分が、擁壁勾配の内側に納まっていること。

イ 地下の車庫と地上の建物部分が、緑化等により、分節化がはかられることが確実であること。

(3) 隣接地等との高低差を処理する建築物と一体の構造物で、その規模が必要最小限のものであり、かつ、安全確保のためやむを得ないと判断できるもので、風致景観上好ましい措置が講じられているもの

(4) 物置その他これに類する用途に供する建築物においては、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以下であること。

(5) 車庫等これに類する用途に供する建築物においては、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積を20平方メートル以下とし、あわせて、柱と屋根のみで建築されていること。

(6) 門（建築面積が発生する形態のものに限る。）においては、周辺の風致の維持及び形成に寄与すると認められるもの

(7) 前各号に定めるもののほか、別に定める基準に基づき市長が特に認めたもの

(その他の建築物が周囲の地面と接する位置の高低差に関する許可基準)

第14条 条例第10条第1項第1号ウ(エ)ただし書(同項第2号ウ(エ)において準用する場合を含む。)の規定は、別に定める基準に基づき市長が特に認めた場合に適用する。

(その他の建築物の位置、規模、形態及び意匠に関する許可基準)

第15条 条例第10条第1項第1号から第4号までに規定する建築物(仮設のもの及び地下に設けるものを除く。)の新築、増築、改築又は移転に係る許可基準のうち、当該建築物の高さ、位置、規模、形態又は意匠が当該行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)第4条に規定する歴史的風土保存区域(以下「歴史的風土保存区域」という。)内にある場合は、歴史的風土)と著しく不調和でないとは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建築物の位置 擁壁、カーブスペース等により壁面後退距離が確保されている場合でも、建築物の周りには、できる限り植栽可能なスペースが確保されていること。
- (2) 建築物の規模 建築物の外壁その他の一体的な構造物で囲われるもので、建築面積に算入されない中庭、デッキ等については、その規模を必要最小限とすること。
- (3) 建築物の形態
 - ア 建築物の屋根形状は、原則として、寄棟又は切妻等の勾配屋根であること。ただし、やむを得ず陸屋根又は片流れ屋根とする場合は、屋上利用を控え、壁面後退距離を大きく取るなど、周辺の土地の風致に配慮されたものであること。
 - イ 建築物の高さに算入されない階段室等については、極力条例別表第1に定める建築物の高さの基準内に収めること。ただし、規模を必要最小限とし、見えにくい位置に配置するなど周辺の土地の風致に配慮されたものについては、この限りでない。
- (4) 建築物の意匠
 - ア 色彩 次の表に定める基準に該当するものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (ア) 外壁に次の表に定める基準に該当しない色彩を使用する場合における当該色彩の塗布面積の割合は、当該立面の見付面積に対して10分の1以下であること。

(イ) 自然素材（木、石、銅版等）のもつ色彩が基調となっているものであること。

(ウ) 歴史的風土を構成する社寺等の色彩については、通例として使用される色彩の範囲内であること。

(エ) 別に定める基準に基づき市長が特に認めたものであること。

区域	色相	彩度	明度
歴史的風土保存区域	R・Y R・Y	4以下	屋根については、6以下とする。
	その他	2以下	
その他の区域	R・Y R・Y	6以下	
	その他	4以下	

備考 この表において、色相、彩度及び明度とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格Z 8721（以下「JIS Z 8721」という。）に定めるところによる。

イ 資材 建築物の屋根及び外壁資材（材質）については、光沢のある素材でないこと。

（その他の建築物の緑化率に関する許可基準）

第16条 条例第2条第5号に規定する緑化地（以下「緑化地」という。）は、次のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 将来において高木、中木、低木等が一体となって良好な自然環境を形成するようなものであること。
- (2) 外柵等はできる限り生垣であること。
- (3) 道路前面には、できる限り生垣及び高木又は中木の植栽が施されていること。
- (4) 人工地盤上及び地下車庫上も土壌を厚く取り、極力植栽が施されていること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、別に定める基準に該当するものであること。

2 条例第10条第1項第1号ウ（カ）ただし書、同項第2号ウ（カ）ただし書、同項第3号イ（ウ）ただし書及び同項第4号イ（ウ）ただし書に規定する場合とは、学校、幼稚園、保育園等において、その緑化率を確保することが困難であると判断でき、その建物の周りに高木、中木等の植栽を施すなど、周辺風致に配慮されていると認められる場合とする。

(仮設の工作物の許可基準)

第17条 条例第10条第1項第5号から第8号までに規定する仮設の工作物の新築、増築、改築又は移転に係る許可基準のうち、当該工作物の位置、規模、形態又は意匠が当該行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないとは、次に定めるとおりとする。

- (1) 設置期間は、原則1年以内であること。
- (2) 海の家を設置に付随して海岸に設置されるアーケード、橋、屋外階段等の仮設工作物については、高さが6メートル以下であること。

(その他の工作物の許可基準)

第18条 条例第10条第1項第5号から第8号までに規定する工作物（仮設の工作物を除く。）の新築、増築、改築又は移転に係る許可基準のうち、当該工作物の位置、規模、形態又は意匠が当該行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致（歴史的風土保存区域内にあっては、歴史的風土）と著しく不調和でないとは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 工作物の位置 門、塀、擁壁等を除き、できる限り敷地の境界から離れて設置すること。
- (2) 工作物の規模 高さについては、原則として条例別表第1に定める建築物の高さの基準を満たしているものであること。ただし、防災上、施設の機能上又は構造上、特にやむを得ないと認められるもので、周辺の風致及び歴史的風土と不調和とならないよう、特に配慮又は工夫がなされていると認められるものについては、この限りでない。

(3) 工作物の意匠

ア 色彩については、次の要件を満たすものであること。

(ア) 第15条第4号アに掲げる基準に該当するものであること。

(イ) 落石防止網、ロックネット等についてはダークブラウン（JIS Z 8721における10Y R 2/1をいう。以下同じ。）であること。

(ウ) 歴史的風土保存区域その他市長が別に定める区域に設置する電柱等については、ダークブラウンであること。

イ 資材については、光沢のある素材を避け、外観は周囲の景観から突出したものでないこと。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる工作物については、それぞれ当該各号に掲げる基準に該当するものとする。

(1) 擁壁

ア 構造は、原則として、自然石又はこれに類似させる加工を施したコンクリートブロック等を用いた練積み造とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 歴史的風土保存区域

- a 道路面に築造するものにあつては、75度以下の勾配を設け、石張り等の化粧仕上げを施したもの
- b 市長が別に定める規模未満のもの又は隣接地等の安全上やむを得ないと判断されるものにあつては、周辺の風致及び歴史的風土の維持に支障を及ぼさないと認められるもの
- c その前面に生垣等の樹木を植栽するもの

(イ) (ア) 以外の区域

- a 鉄筋コンクリート造等のものにあつては、その表面に周辺の風致の維持に支障のない勾配等を設け、かつ、石張り等の化粧仕上げを施したもの
- b 市長が別に定める規模未満のもの又は建築物の背後等に築造されるものにあつては、周辺の風致の維持に支障のない石張り等の化粧仕上げを施したもの

イ 急傾斜地崩壊防止工事等の際に築造する大規模なものについては、化粧用の型枠を用い、コンクリートは濃灰色であること。

ウ できる限りつた等で被覆し緑化に努めること。

(2) 屋外階段

必要最小限の規模のものとし、できる限り壁面後退距離が確保されていること。ただし、バルコニー等への出入りが可能なものについては、条例別表第1に定める壁面後退距離が確保されていなければならない。

(3) 鉄柱及び鉄塔その他これらに類するもの

ア できる限り公共用空地から視認されない位置とすること。

イ 規模は、必要最小限とすること。

ウ 高さは、次のとおりとする。

(ア) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）、放送法（昭和25年法律第132号）又は電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定に基づき建築物等の屋根等に築造するものについては、地上高さ20メートル以下とする（建替えのため新築する場合は除く）。

(イ) (ア) 以外のものについては、原則として条例別表第1に定める建築物の高さの基準を満たしているものであること。ただし、防災上、

施設の機能上又は構造上、特にやむを得ないと認められるものは、地上高さ15メートル以下とすること（建替えのため新築する場合は除く）。

(4) 太陽光発電設備

地上に設置する場合にあってはできる限り公共用空地から視認されないよう生垣等の緑化で遮蔽されたものとし、建築物の屋根等に設置する場合にあっては屋根勾配に沿ったものとする。この場合において、やむを得ない理由により架台に設置するときは、その架台を必要最小限のものとする。

(5) 人工地盤、架台その他これらに類するもの

擁壁の天端位置から外周方向へ張り出した形態でないものとし、規模は必要最小限とすること。ただし、公共用空地から視認されない場合、宅地が道路より低い場合又は敷地境界線から1.5メートル以上離れた位置に設置する場合は、この限りでない。

(6) 自動販売機

その色彩をベージュ（JIS Z 8721における5 Y 7.5/1.5をいう。）とすること。ただし、周辺の土地の状況により、ダークブラウンとすることもできる。

（建築物等の色彩の変更の許可基準）

第19条 条例第10条第1項第9号に規定する建築物等の色彩の変更に関する許可基準については、建築物にあっては第15条第4号アの規定を、工作物にあっては前条第1項第3号ア及び第2項第6号の規定を準用する。

（宅地の造成等の緑化率に関する許可基準）

第20条 条例第10条第1項第10号アに規定する緑化率の算定に当たっては、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 宅地の造成等（条例第2条第5号イに規定する宅地の造成等をいう。以下同じ。）に係る土地が市街化区域及び市街化調整区域にわたる場合は、それぞれ該当する面積に各緑化率を乗じて得た値の合計を全体面積で除した数値以上とする。

(2) 前号に定めるもののほか、別に定める基準によるものとする。

2 条例第10条第1項第10号アただし書の規定は、別に定める基準に基づき市長が特に認めた場合に適用する。

（宅地の造成等ののりの高さに関する許可基準）

第21条 条例第10条第1項第10号ウただし書の規定は、別に定める基準に基づ

き市長が特に認めた場合に適用する。

(宅地の造成等の形態及び意匠に関する許可基準)

第22条 条例第10条第1項第10号オ及びカに規定する宅地の造成等が行われた土地の形態及び意匠がその周辺の土地の区域における風致又は歴史的風土と著しく不調和でないとは、新たに生じるのり面に勾配を設け、かつ、その表面に緑化が行われていることとする。ただし、擁壁部分については、第18条第2項第1号の規定を適用する。

(水面の埋立て又は干拓に関する許可基準)

第23条 条例第10条第1項第11号に規定する水面の埋立て又は干拓後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないとは、次のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 埋立て又は干拓に係る面積が必要最小限であること。
- (2) 計画区域内に条例別表第1に定める緑化率以上の緑化地を設けること。

(木竹の伐採の許可基準)

第24条 条例第10条第1項第12号に規定する伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないとは、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に該当するものをいう。

- (1) 条例第10条第1項第12号アに掲げる場合

ア 条例第4条第1項第1号又は第3号に掲げる行為に支障となる木竹の伐採に限られるものであること。

イ 原則として、巨木、銘木及び歴史的、植物学的、文化的又は記念的な木竹の伐採を伴わないものであること。

ウ 条例第10条第1項第1号ウ(カ)、同項第2号ウ(カ)、同項第3号イ(ウ)又は同項第4号イ(ウ)に規定する植栽等が行われること。

- (2) 条例第10条第1項第12号イ及びウに掲げる場合

ア 伐採する木竹が原則として伐期に達していること。

イ 伐採する木竹の下層にある木竹の成長を促進するために行う伐採であること。

- (3) 条例第10条第1項第12号エに掲げる場合

ア 原則として、巨木、銘木及び歴史的、植物学的、文化的又は記念的な木竹の伐採を伴わないものであること。

イ その土地の管理上、やむを得ない必要最小限の伐採であること。

ウ 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 建築物の敷地内においては、伐採行為後の状態が別に定める基準を満たしていること。

(イ) (ア) 以外の場合においては、第20条の基準を満たしていること。

(土石の類の採取の許可基準)

第25条 条例第10条第1項第13号に規定する土石の類の採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないとは、坑道掘りによる採取においては、坑口が景観の損なわれない位置にあるとともに採取の終了及び休止時には、必要な植栽等が行われるものであることとする。

(屋外における物件の堆積の許可基準)

第26条 条例第10条第1項第14号に規定する堆積の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないとは、次のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 堆積物の高さが、5メートル以下であること。
- (2) 堆積に係る敷地（堆積場及び車両の通路、事務所の敷地その他の堆積場と一体として利用される土地をいう。）の面積は、500平方メートル未満であること。
- (3) 敷地の外周に沿って、堆積物を遮蔽するに十分な塀又は植栽帯が設けられていること。ただし、周辺に与える影響が少ないと認められる場合は、この限りでない。
- (4) 堆積期間が、原則として3年以内であること。

(地位の承継)

第27条 条例第11条第1項の規定により許可に基づく地位を承継した者（以下「地位承継者」という。）は、当該許可に係る行為に着手しようとするときは、遅滞なく風致地区内行為許可承継届（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第11条第2項の規定により許可に基づく地位の承継の承認を受けようとする者は、風致地区内行為許可承継承認申請書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、その決定した内容を当該申請をした者に通知するものとする。

(行為の着手)

第28条 条例第4条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）又は地位承継者若しくは前条第2項に規定する地位の承継の承認を受けた者

(以下「地位承継者等」という。)は、当該許可に係る行為に着手したときは、速やかに風致地区内行為着手届(第16号様式)を市長に提出しなければならない。

(行為の完了)

第29条 許可を受けた者(条例第4条第4項の規定により許可を受けたものとみなされた者を含む。次条から第32条までにおいて同じ。)又は地位承継者等は、当該許可に係る行為が完了したときは、完了した日から起算して14日以内に、風致地区内行為完了届(第17号様式)に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 完成写真

(2) その他市長が必要と認める図書

(行為の中止)

第30条 許可を受けた者又は地位承継者等は、当該許可に係る行為を中止したときは、速やかに風致地区内行為中止届(第18号様式)に市長が必要と認める図書を添付して市長に提出しなければならない。

(許可標の掲示)

第31条 許可を受けた者又は地位承継者等は、当該許可に係る行為の期間中行為地の見やすい場所に風致地区内行為許可標(第19号様式)を掲示しておかなければならない。

(住所等の異動の届出)

第32条 許可を受けた者又は地位承継者等は、当該許可に係る行為の完了前に住所又は氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)に異動を生じたときは、速やかに住所(氏名)異動届(第20号様式)を市長に提出しなければならない。

(公告の方法等)

第33条 条例第7条第1項及び条例第13条第2項の規定による公告は、市の掲示場に掲示することにより行うものとする。

2 市長は、条例第13条第2項の公告をしたときは、当該公告の日から10日間、当該公告の内容を当該公告の内容に係る措置を行おうとする土地その他適当な場所に掲示するものとする。

(身分証明書の様式)

第34条 条例第14条第3項に規定する身分を示す証明書は、第21号様式とする。

(書類の提出部数)

第35条 条例及びこの規則の規定により市長に提出する書類の部数は、2部と

する。ただし、第10号様式、第14号様式から第18号様式まで及び第20号様式については1部とする。

(その他の事項)

第36条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条)

<div style="text-align: center;">図面の種類</div> <div style="text-align: left;">行為の区分</div>	案内図	配置図	平面図	立面図	構造図	植栽計画図	土地断面図	現況平面図	計画平面図
建築物の新築、増築、改築又は移転	○	○	○	○	○	○	○		
工作物の新築、増築、改築又は移転	○	○	○	○	○	○			
建築物等の色彩の変更	○			○					
宅地の造成等	○					○	○	○	○
水面の埋立て又は干拓	○					○	○	○	○
木竹の伐採	○					○		○	○

土石の類の採取	○					○	○	○	○
物件の堆積	○						○	○	○

備考 許可を受けた行為の内容を変更しようとする場合で、市長が特に認め
たときは、重複する図面については省略することができるものとする。

別表第2（第3条）

図面の種類	図面に明示しなければならない事項
案内図	方位、施行箇所、道路及び目標となる土地、建物等（駅、停車場、公共建物、河川、湖沼等）
配置図	縮尺（600分の1以上）、方位、敷地境界線、申請建物又は工作物の位置、（増築、改築、移転の場合）敷地内の既存の建築物その他の主要工作物、建築物の壁面後退距離、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地の求積根拠
平面図	縮尺（200分の1以上）、各階平面図、建築面積及び床面積の求積根拠
立面図	縮尺（200分の1以上）、主要部分の材料の種類、仕上方法及び色彩（4面を原則とし、着色すること。）
構造図	縮尺（50分の1以上）、建築物の場合は、矩計図（構造が複雑でないものは、断面図）。工作物の場合は、断面図、配筋図等
植栽計画図	縮尺（600分の1以上）、方位、敷地境界線並びに既存樹木及び植樹木の位置、樹種及び大きさ、木竹の伐採を行うときは、その位置、樹種、樹高等
土地断面図	縮尺（600分の1以上）（縦横2面以上）、敷地境界線、土地の形質の変更を行う場合は、盛土及び切土のり高（現況及び行為後を対比できるようにし、盛土部分を赤色、切土部分を黄色に着色すること。）、土量計算根拠

現況平面図	縮尺（600分の1以上）、方位、行為地の境界線、必要に応じ等高線、事業区域の求積根拠等
計画平面図	縮尺（600分の1以上）、方位、行為地の境界線、盛土及び切土の行為面積（現況及び行為後を対比できるようにし、盛土部分を赤色、切土部分を黄色に着色すること。）